

標準宅地の不動産鑑定業務に関する身分証明書交付要綱

平成22年9月2日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の固定資産税の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定評価業務（以下「本業務」という。）に関する身分証明書の交付に必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 市長は、本業務の鑑定評価を担当する不動産鑑定士（以下「評価員」という。）に対し、身分証明書を交付する。

- 2 身分証明書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 3 評価員は、本業務に従事するときは、常に身分証明書を携帯するものとする。
- 4 身分証明書は、着衣の左胸部又は首から下げて着用しなければならない。ただし、業務の遂行上支障があると認められるときは、この限りではない。
- 5 評価員は、関係者の請求があったときは、身分証明書を提示しなければならない。

(貸与等の禁止)

第3条 評価員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は不正な目的で使用してはならない。

(再交付等)

第4条 評価員は、身分証明書を損傷し、若しくは亡失し、又は身分証明書の記載事項に変更を生じたときには、直ちに市長へ届け出て再交付を受けなければならない。この場合において、身分証明書の記載事項に変更が生じたときを除き、その実費を弁償しなければならない。

- 2 評価員は、損傷等による身分証明書の再交付を受けるとき、又は身分証明書の再交付を受けた後、亡失した身分証明書を発見したときは、当該身分証明書を市長に返還しなければならない。

(返還)

第5条 評価員は、本業務終了等の理由により本要綱の適用を受けなくなったときには、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものを除くほか、本要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

(表)

身分証明書	
写真	会社名
	氏名
	年月日生
上記の者は、防府市の固定資産税の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定評価業務のため、調査に従事する者であることを証する。	
年月日発行	
防府市長 ○○ ○○ 印	

(裏)

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 本証は、業務に従事するときには、必ず携帯しなければならない。 |
| 2. 本証は、関係人の請求があったときには、これを提示しなければならない。 |
| 3. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 |
| 4. 本証の有効期間は、発行の日から 年 月 日とする。 |
| 5. 本証は、資格を失ったときは、直ちに返還しなければならない。 |